

山梨県公報

第二千五百三十一号

平成二十七年

八月三日

月 曜 日

目次

告示

- 保安林の指定施業要件の変更予定(二件)……………五三五
- 道路の供用開始(二件)……………五三六
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………五三六

公告

- 特定計量器の定期検査の実施……………五三六
- 公聴会の実施……………五三八
- 都市計画の変更図書の縦覧……………五三九

人事委員会

- 職員任用に関する規則の一部を改正する規則……………五三九

公安委員会

- 平成二十七年山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について……………五三九
- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………五四四

告示

山梨県告示第二百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよう
に保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年八月三日

山梨県知事

後藤

斎

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡身延町(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
身延町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び
身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよう
に保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年八月三日

山梨県知事

後藤

斎

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡身延町(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
身延町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び
身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年八月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月三日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	上野原あきる野線	上野原市上野原字山風呂原五三一四番の一地先から 上野原市上野原字山風呂原五三一四番の二地先まで	九・四	平成二十七年八月三日

山梨県告示第二百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年八月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月三日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	白井河原八田線	笛吹市石和町四日市場字矢蔵下町一六四一番の一地先から 笛吹市石和町四日市場字矢蔵下町一六四六番の一地先まで	九九・六	平成二十七年八月三日

山梨県告示第二百六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所

（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年八月三日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 指定の年月日
平成二十七年八月三日
- 二 指定道路の位置
中巨摩郡昭和町西条字上切四千百五十番三
- 三 指定道路の幅員
五・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長
三十・四〇メートル

公 告

● 特定計量器の定期検査の実施

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、平成二十七年度後期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十七年八月三日

山梨県知事 後藤 齋

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関
非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二条に掲げるものを除く。） 、分銅及びおもり	平成二十七年九月十日	午前十時半から午後三時まで	富士吉田市立産業会館	富士吉田市	一般社団法人山梨県計量協会
	平成二十七年九月十一日	同	同	同	同
	平成二十七年九月十四日	同	同	同	同
	平成二十七年九月十五日	同	同	同	同

平成二十七年 九月十七日	午前十時から 正午まで	八幡公民館	山梨市（ 旧三富村 及び旧牧 丘町を除 く。）	同
同	午後一時半か ら午後三時ま で	フルーツ山 梨農業協同 組合山梨支 所	同	同
平成二十七年 九月十八日	午前十時から 午後三時まで	フルーツ山 梨農業協同 組合加納岩 支所	同	同
平成二十七年 九月二十四日	同	フルーツ山 梨農業協同 組合日下部 支所	同	同
平成二十七年 九月二十五日	午前十時から 正午まで	フルーツ山 梨農業協同 組合日川支 所統合共選 所	同	同
同	午後一時半か ら午後三時ま で	フルーツ山 梨農業協同 組合後屋敷 支所	同	同
平成二十七年 九月二十八日	午前十時から 午後三時まで	夢わーく山 梨	同	同
平成二十七年 九月二十九日	同	甲州市老人 福祉センタ	甲州市（ 旧勝沼町	同

平成二十七年 十月一日	午前十時から 正午まで	松里公民館	（ 塩寿荘 及び旧大 和村を除 く。）	同
平成二十七年 十月二日	同	塩山北中学 校	同	同
同	午後一時半か ら午後三時ま で	フルーツ山 梨農業協同 組合塩山支 所	同	同
平成二十七年 十月五日	午前十時から 午後三時まで	同	同	同
平成二十七年 十月六日	午前十時半か ら午後三時ま で	都留市ふる さと会館	都留市	同
平成二十七年 十月八日	同	同	同	同
平成二十七年 十月九日	同	同	同	同
平成二十七年 十月十三日	午前十時半か ら正午まで	大月市西部 農村環境改 善センター	大月市	同
同	午後一時半か ら午後三時ま で	真木公民館	同	同
平成二十七年	午前十時半か	大月市役所	同	同

十月十五日	ら正午まで	猿橋出張所					
同	午後一時半から午後三時まで	大月市役所 富浜出張所	同	同	同	同	同
平成二十七年十月十九日	午前十時半から正午まで	大月市役所 七保出張所	同	同	同	同	同
同	午後一時半から午後三時まで	大月商店街 協同組合	同	同	同	同	同
平成二十七年十月二十日	午前十時半から午後三時まで	同	同	同	同	同	同
平成二十七年十月二十二日	午前十時から正午まで	梨北農業協同組合 西支店	同	同	同	同	同
同	午後一時半から午後三時まで	梨北農業協同組合 甘利支店	同	同	同	同	同
平成二十七年十月二十三日	午前十時から午後三時まで	梨北農業協同組合 東支店	同	同	同	同	同
平成二十七年十月二十六日	同	葎崎市役所	同	同	同	同	同
平成二十七年十月二十七日から平成二十八年三月三十一日まで（山	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平	同	同	同	同	同

皮革面積計	平成二十七年十月二十七日から平成二十八年三月三十一日まで（山梨県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）	甲府市を除く県下全域	山梨県計量検定所
	梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）	同	山梨県計量検定所（平成二十七年十月二十六日まで）に検査を受けなかった場合に限る。）	同	同
			成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）		

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

● 公聴会の実施
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十七年八月三日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 開催期日 平成二十七年九月二日（水）午後七時
- 二 開催場所 上野原市鶴島五千四百三十三番 上野原市島田コミュニティセンター
- 三 聴こうとする案件 上野原都市計画道路（東通り線）の変更について
- 四 意見書の提出先 大月市大月町花咲千六百八番三号 富士・東部建設事務所都市計画・建築課
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 平成二十七年八月十七日（月）午後五時十五分
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び富士・東部建設事務所並びに上野原市建設経済部都市計画課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲州市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十七年八月三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 都市計画の種類
 峡東都市計画公園
- 二 縦覧場所
 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十七号

職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年八月三日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表民間企業等職務経験者職員採用試験の項を次のように改める。

民間企業等職務経験者 職員採用試験	<ol style="list-style-type: none"> 一 行政職給料表級別標準職務表の職務の級二級の職及び三級の職 二 医療職給料表（二）級別標準職務表の職務の級二級の職及び三級の職
----------------------	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

● 平成二十七年山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について
平成二十七年山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験を次のとおり実施する。
平成二十七年八月三日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容等
土木	1名程度	主に道路、河川、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。高度の知識・経験を必要とする業務を行う技師又は主任として採用する。
農業土木	2名程度	主に農業農村整備事業（農地の区画整理、農道・用排水路の整備等）に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。高度の知識・経験を必要とする業務を行う技師又は主任として採用する。
言語聴覚士	1名程度	あけぼの医療福祉センター等に勤務し、言語聴覚療法に関する専門的業務に従事する。言語聴覚士又は主任言語聴覚士として採用する。

2 受験資格

言語聴覚士にあつては次の（1）～（3）、土木及び農業土木にあつては（1）～（2）の全てを満たす者

- (1) 昭和31年4月2日以降に生まれた者
- (2) 民間企業等における職務経験を5年以上（平成27年3月末現在）有する者
ただし、言語聴覚士にあつては、言語聴覚士としての職務経験に限る。
ア 「民間企業等における職務経験」には、民間企業の従業員、自営業者等として、1年以上継続して就業した期間が該当し、職務経験が複数の場合は通算できるものとする。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一の職歴に限るものとする。
イ 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練を含む。）に1年以上継続して参加した期間は含むことができる。
ウ 国家公務員法及び地方公務員法に定めるすべての公務員としての職務経験は含まない。
- (3) 言語聴覚士免許を有する者

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できない。

- ア 日本国籍を有しない者（言語聴覚士は除く。）
- イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
 - ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その

他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 言語聴覚士の職種のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

3 試験案内掲載日、受付期間、受付時間及び受付方法

- (1) 試験案内掲載日（山梨県ホームページ/職員採用サイトに掲載）
平成27年8月14日（金）
- (2) 受付期間
 - ・平成27年8月14日（金）から平成27年9月4日（金）まで
 - ・平成27年9月4日（金）は、午後5時15分までに正常に受信したものに限り受け付ける。
- (3) 受付時間
期間中、常時受付
- (4) 受付方法
インターネットによるものとする。

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	平成27年9月20日（日） (受付時間) 午前8時30分から 午前8時50分まで	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
第2次試験	第1回 平成27年10月18日（日）	山梨県職員研修所 (甲府市住吉二丁目1-17)
	第2回 平成27年10月31日（土）又は 平成27年11月1日（日）のい ずれか指定する1日	
第3次試験	平成27年11月22日（日）	

5 試験方法

区分	試験種目	内 容	
第1次試験	教養試験 【試験時間120分】	<p>公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。</p> <p>・出題数は40題とする。</p> <p>【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈</p>	
	専門試験 【試験時間120分】 (土木・農業土木)	<p>試験職種に応じた専門知識、能力等について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。</p> <p>・出題数は30題とする。</p> <p>【出題分野】</p>	
		土木	<p>数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、土木施工</p>
		農業土木	<p>数学・物理、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、土地改良、農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農学一般</p>
第2次試験	人物試験Ⅰ・Ⅱ	<p>公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて、適性検査を行う。</p>	
		<p>社会性、貢献度、指導性等について、集団討論を行う。</p>	
		<p>表現力、積極性、創造性等について、個別面接を行う。</p>	
第3次試験	論文試験 【試験時間90分】	<p>文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式による試験を行う。（第2次試験日に実施する。）</p>	
	人物試験Ⅱ	<p>表現力、積極性、創造性等について、個別面接を行う。</p>	
資格調査		<p>受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。</p>	

※ 第1次試験は、活字印刷文（活字の大きさは10ポイント）により出題する。

※ 論文試験は、第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するので、第2次試験合格者のみ採点する。

なお、第2次試験日に論文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第2次試験は不合格とする。

※ 第1次試験合格者は、教養試験及び専門試験（土木・農業土木）の合計得点の高い順、第2次試験合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合計得点の高い順位に、それぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計点が高くても不合格となることがある。

区 分	試験種目	基 準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合
	専門試験（土木・農業土木）	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

- ※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点と同点の者がいた場合には、第3次試験・人物試験Ⅱ（個別面接）の得点により合格者を決定し、なお同点の場合は、第2試験次・人物試験Ⅰ及び人物試験Ⅱ（集団討論及び個別面接）の合計得点により合格者を決定し、なおも同点の場合は、第1次試験の合計得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

ア 第1次試験合格者発表	平成27年10月 2日（金）
イ 第2次試験合格者発表	平成27年11月13日（金）
ウ 最終合格者発表	平成27年11月27日（金）

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページ/職員採用サイトに掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、例えば、30歳で民間企業等の職務経験が8年である場合、土木及び農業土木にあつては、228,000円程度、言語聴覚士にあつては新規の職種であり、230,000円程度が目安となる。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

- (1) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに人物試験Ⅱ集団討論及び論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページ/職員採用サイトに掲載するとともに、山梨県県民情報センターにおいて閲覧等の用に供するものとする。

- (2) 詳細は、「平成27年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験案内」による。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第八十九号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十七年八月三日

山梨県公安委員会

委員長 小野 堅太郎

別表第一中

三二	上野原市上野原一、七一九番地の二先（県道四日市場上野原線と市道中央道北線との十字路口差点）	消防署南	平成一八年一〇月二六日 告示第一〇七号
----	---	------	------------------------

三二	上野原市上野原一、七一九番地の二先（県道四日市場上野原線と市道中央道北線との十字路口差点）	上野原I・C北	平成二十七年八月三日 告示第八十九号
----	---	---------	-----------------------

六〇〇	富士吉田市竜ヶ丘二丁目八八番八一二先（市民会館西交差点東側左折導流部）（一〇メートル）	車両 車両進行 東から南	富士吉田 平成二十七年三月二二日 告示第二六号
-----	---	--------------------	-------------------------------

六〇〇	富士吉田市竜ヶ丘二丁目八八番八一二先（	車両 車両進行 東から南	富士吉田 平成二十七年三月二二日
-----	---------------------	--------------------	---------------------

に改める。
別表第四中

に改める。
別表第五中

六〇一	主要地 方道甲府 府荻崎線	市民会館西交差点東側左折導流部（一〇メートル）	車両 終日	甲府 平成二十七年八月三日 告示第八十九号
-----	---------------------	-------------------------	----------	-----------------------------

一四	県道 甲府敷島 荻崎線	甲府市千塚二丁目二番八号先（須藤商店）北側	西進する大型自動車、大型特殊自動車（マイクを除く。）	終日 甲府 五五・二二・一五九号
----	-------------------	-----------------------	----------------------------	------------------------

に改める。
別表第六中

一四	削除			甲府 平成二十七年八月三日 告示第八十九号
----	----	--	--	-----------------------------

四一	県道 甲府敷島 荻崎線	甲府市千塚四丁目三番三六号先（窪田米穀店）南側	大型自動車、大型特殊自動車（マ	終日 甲府 五五・二二・一五九号
----	-------------------	-------------------------	-----------------	------------------------

イクロ を除く。

を

四一
削除
甲府
平成二十七年八月三日 告示第八九号

に、

三七二
国道一三九号
都留市中央四丁目一番一号先（「大野三郎」方西側）
南進する車両
終日
都留
平三・三・二五 告示第九号

を

三七二
国道一三九号
都留市つる二丁目一番一号先（国道一三九号と主要地方道等が交差する四差路交差店）
南進する車両
終日
大月
平成二十七年八月三日 告示第八九号

に改める。
別表第七中

六四
県道 甲府敷島葦崎線
甲府市千塚三丁目一番一号先（かどや食堂）西側
南進する大型自動車 大型特殊自動車（マイクログ）を除く
終日
甲府
五五・二二・一五九号

を

六四
削除
甲府
平成二十七年八月三日 告示第八九号

に改める。
別表第十中

八四六
国道五二号線
南巨摩郡南部町南部八、五四七番地先（丸屋前交差点）
三
南部
四九・四・一一一六号

を

八四六
削除
南部
平成二十七年八月三日 告示第八九号

に

一、四二三
県道 市川大門下部身延線
西八代郡下部町三沢七二四番地先（峡南高校入口）
一
市川
四九・五・二二二二号

を

一、四二三
主要地方道 市川三郷身延線
南巨摩郡身延町三沢七二四番地先（峡南高校入口）
二
南部
平成二十七年八月三日 告示第八九号

に

二、八〇〇
市道 小瀬町
甲府市小瀬町一、二九七番地先（西油川西交差点）
二
南甲府
六一・二・二〇五号

一号線

上野原丹波山線との丁字路交差点北側

告示第二六号

二、八〇〇	市道小瀬町一 号線	甲府市小瀬町一、二九七番地先 (西油川西交差点)	三	南甲府	平成二十七年八月三日 告示第八九号
-------	--------------	-----------------------------	---	-----	----------------------

三、二四〇	県道甲府南アルプス線 町道西条甲府 昭和イ ンター 線	中巨摩郡昭和町西条三、三九二番地先 (徳行立体南交差点)	四	南甲府	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
-------	---	---------------------------------	---	-----	-----------------------

三、二四〇	主要地 方道甲府南アルプス線 町道西条甲府 昭和イ ンター 線	中巨摩郡昭和町西条三、三九二番地先 (徳行立体南交差点)	四	南甲府	平成二十七年八月三日 告示第八九号
-------	--	---------------------------------	---	-----	----------------------

五、四七九	国道一三九号	北都留郡小菅村一、四七九番地先 (国道一三九号と主要地地方道)	一	上野原	平成二十七年三月一二日
-------	--------	------------------------------------	---	-----	-------------

五、四七九	国道一三九号	北都留郡小菅村一、四七九番地先 (国道一三九号と主要地地方道上野原丹波山線との丁字路交差点北側)	一	上野原	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
-------	--------	---	---	-----	-----------------------

五、四八〇	国道一三八号	南都留郡山中湖村平野二四八番地一	一	富士吉田	平成二十七年八月三日 告示第八九号
-------	--------	------------------	---	------	----------------------

五、四八一	国道一三八号	南都留郡山中湖村平野五〇六番地二九六 (財団法人日本青年館山中湖畔荘清溪)	一	富士吉田	平成二十七年八月三日 告示第八九号
-------	--------	--	---	------	----------------------

五、四八二	村道	南都留郡鳴沢村二、一五一番五	一	富士吉田	平成二十七年八月三日 告示第八九号
-------	----	----------------	---	------	----------------------

に改める。
別表第十三中

一〇	国道五二号	甲府市丸の内一丁目二番九号地先 (信玄公像前)から甲府市相生一丁目二番三九号先 (遠藤薬局前)まで	八五〇	車両	終日	甲府	五八・二一〇号
----	-------	---	-----	----	----	----	---------

一〇	国道五二号	甲府市丸の内二丁目一番一号地先	九一〇	車両	終日	甲府	平成二十七年八月三日
----	-------	-----------------	-----	----	----	----	------------

	主要地 方道甲 府葦崎 線	丁R甲府駅前交差 点(前)から甲府市 相生一丁目二番三 九号先(遠藤薬局 前)まで				日 告示第八 九号
--	------------------------	---	--	--	--	-----------------

に改める。
別表第十四中

一、五 〇八	町道西 条昭和 インタ ー線	中巨摩郡昭和町西 条五、二七八番地 先(中央道カルバ ーボックス甲府 昭和二南側十字路 交差点)から中巨 摩郡昭和町西条三 、三九二番地先(徳 行立体南交差点)までの両側	一、〇〇〇	車両(原付・ けん引 ②③を 除く。)	四〇	南甲 府 平成二七 年三月一 二日 告示第二 六号
-----------	-------------------------	---	-------	------------------------------	----	---

を

一、五 〇八	町道西 条昭和 インタ ー線	中巨摩郡昭和町西 条五、一〇五番地 先(西条交差点) から中巨摩郡昭和 町西条三、三九二 番地先(徳行立体 南交差点)までの 両側	一、〇〇〇	車両(原付・ けん引 ②③を 除く。)	四〇	南甲 府 平成二七 年八月三 日 告示第八 九号
-----------	-------------------------	--	-------	------------------------------	----	--

に改める。
別表第十五中

四二七	町道西 条昭和 インタ ー線	中巨摩郡昭和町西条 五、二七八番地先 (中央道カルバートボ)	一、〇〇〇	車両	終日	南甲 府 平成二七 年三月一 二日
-----	-------------------------	--	-------	----	----	-------------------------------

	ー線	ックス甲府昭和二南 側十字路交差点)か ら中巨摩郡昭和町西 条三、三九二番地先 (徳行立体南交差点)までの両側				告示第二 六号
--	----	---	--	--	--	------------

を

四二七	町道西 条昭和 インタ ー線	中巨摩郡昭和町西条 五、一〇五番地先 (西条交差点)から中 巨摩郡昭和町西条三 、三九二番地先(徳 行立体南交差点)ま での両側	一、〇〇〇	車両	終日	南甲 府 平成二七 年八月三 日 告示第八 九号
-----	-------------------------	--	-------	----	----	--

に改める。
別表第十七中

一、二五三	町道西 条昭和 インタ ー線	中巨摩郡昭和町西 条五、二七八 番地先(中央道 カルバートボッ クス甲府昭和二 南側十字路交差 点)から中巨摩 郡昭和町西条三 、三九二番地先 (徳行立体南交 差点)までの両 側	一、〇〇〇	車両	終日	南甲 府 平成二七 年三月一 二日 告示第二 六号
-------	-------------------------	--	-------	----	----	---

を

一、二五三	町道西 条昭和 インタ ー線	中巨摩郡昭和町西 条五、一〇五	一、〇〇〇	車両	終日	南甲 府 平成二七 年八月三
-------	-------------------------	--------------------	-------	----	----	-------------------------

	インタ ー線	番地先（西条交 差点）から中巨 摩郡昭和町西条 三、三九二番地 先（徳行立体南 交差点）までの 両側					日 告示第八 九号
--	-----------	--	--	--	--	--	-----------------

に

一、三八八	町道青 柳一号 線	南巨摩郡富士川 町青柳町六七〇 番地先（青柳五 丁目交差点）か ら南巨摩郡富士 川町鯉沢一〇五 番地先（国道五 二号と町道青柳 一号線との十字 路交差点）まで の両側	五六〇	車両	終日	鯉沢	平成二七 年三月一 二日 告示第二 六号
-------	-----------------	---	-----	----	----	----	----------------------------------

を

一、三八九	町道青 柳一号 線	南巨摩郡富士川 町青柳町六七〇 番地先（青柳五 丁目交差点）か ら南巨摩郡富士 川町鯉沢一〇五 番地先（国道五 二号と町道青柳 一号線との十字 路交差点）まで の両側	五六〇	車両	終日	鯉沢	平成二七 年三月一 二日 告示第二 六号
-------	-----------------	---	-----	----	----	----	----------------------------------

方道甲 府葦崎 線	丁目三〇番四号 先（JR甲府駅 南口一般車ロー タリー内）					年八月三 日 告示第八 九号
-----------------	--	--	--	--	--	-------------------------

に改める。
別表第三十三中

を

二五	国道 二〇号線	甲府市徳行三丁目一番六号先 （甲府昭和インター西交差点）	一	五五・六・七 二四号
----	------------	---------------------------------	---	---------------

を

二五	削除			平成二七年八月三 日 告示第八九号
----	----	--	--	-------------------------

に

五五	国道 二〇号線	甲府市徳行三丁目一番六号先 （甲府昭和インター西）	一	五九・一・一九 二号
----	------------	------------------------------	---	---------------

を

五五	削除			平成二七年八月三 日 告示第八九号
----	----	--	--	-------------------------

に

五六八	国道 二〇号線	北都留郡上野原町松留四七九番地先 （松留交差点）	一	六二・一一・二六 三八号
-----	------------	-----------------------------	---	-----------------

を

五六八	削除			平成二七年八月三 日
-----	----	--	--	---------------

に改める。

告示第八九号

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番